

# 議会運営委員からの日本共産党排除は 条例に反し、民主主義違反

西澤伸明議員が2月26日、北川豊昭議長に提出した「申し入れ書」は以下の通りです。

## 申し入れ書

貴職は就任あいさつで「全身全霊を傾け残された任期を頑張る」と述べておられます。言動不一致ではないのならば、下記の2項について速やかに実行されまじよう申し入れます。

### 、議会運営委員の排除撤回について

昨年12月議会で、私の辞任願いがなくともかかわらず、議会運営委員から排除したことについて、去る2月5日の2月臨時議会全員協議会において、条例に基づいていないことを批判し、撤回するよう求めました。それは、12月議会後初めての公式の場であったからです。ちなみに、昨年12月議会における議会運営委員の改選に私は反対しました。

ところが、貴職は「いちいちコメントする必要ない」と切って捨てました。その後、貴職の「議会レポート(2月15日発行)によれば、西澤議員の「個人的な反対意見・・・」と記載し、さも些細な問題を発言したかのように見せかけました。その「議会レポート」によれば、議会運営委員会だけ「改選が遅れて」いたため、新しく改選したと主張しています。そして議決された様子の議事録を載せて正当に議決されたものと証拠立てしているように見受けられます。

しかし、私を議会運営委員会から排除した議決は以下のように重大な瑕疵・過失があります。

- 1、甲良町議会委員会条例の4条の2は「議会に議会運営委員会を置く。」と定め、「3 前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。」としています。つまり「第3条(常任委員の任期)」と「第4条(常任委員の任期の起算)」を定めた規定と同じになっています。昨年12月議会時点の議会運営委員は、昨年2月臨時議会(2月17日・日程15)において常任委員とともに改選されており、条例で規定している2年の任期途中に当たります。

その時、貴職をはじめ、川副議員、大町議員、中田議員、西澤の5氏が指名され、起立多数で決定されています。

- 2、同条例12条(委員長、副委員長、議会運営委員および特別委員の辞任)の2項は「議会運営委員および特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。」と明確に定めています。

私が、2月5日建部局長に、この問題を確認したとき、建部局長は、同条例12

条は「委員が辞任しようとするとき」に適用されるのであって、「議長が指名・改選したとき」には適用されないとする解釈を示しました。が、これは全く乱暴な解釈となります。なぜなら「2年任期」が大前提であり、任期途中の場合は本人の辞職願が「議会の許可」の基礎となります。議長が任期途中で改選を議会に諮って、本人の辞任の意志なく解任できる規定はどこにもありません。こんな解釈を許せば議長の専横に歯止めをかける事はできません。

- 3、地方自治法第109条の2の2項は「議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。」と定め、その3項は「前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。」と規定しています。

【注：地方自治法 109 条中「会期の始め」とは常任委員の選挙を必要とするに至った後に招集された「会期の始め」の意味である 昭22.8.18行実】

つまり、議会運営委員の任期は議員の在任期間中(通常4年)が原則であり、町議会条例で任期を2年と定めている他、甲良町には「議長が、条例で定めるところにより」に基づく特別な規定はないため、「閉会中に選任」し、また「辞意無く解任する」ことはできないものです。地方自治法においても本人の辞意なく“差し替える”ことはできないのは明白です。

上記の理由から昨年12月11日の本会議における議会運営委員の指名・決定は地方自治法と甲良町委員会条例に違反しており、重大な瑕疵があるもので、このまま決定を維持されることは議会史上に汚点を残すこととなります。

貴職の行為は、日本共産党公認の私を議会運営から不当に排除しようとするねらいがあるものと見られ、「少数意見の尊重」という民主主義に反するものと言わざるを得ません。

よって、議会運営委員の辞職願を提出していない私・西澤を議会運営委員から排除した議決を取り消し、同委員に留める議決に訂正するよう申し入れます。

#### 、川副兵右衛門副議長への辞職強要について

北川議長が議長選直後、落ち度の無い川副兵右衛門副議長を辞任させようとしたことに対し、私は、昨年12月15日付けでは書面で、また去る2月5日の議会全員協議会では口頭にて改めて、謝罪または弁明を求めました。ところが、北川議長は「いちいちコメントする必要ない」とはねつけられました。このような専横的な態度は、議長の任務が何よりも大切にしなければならない議会の公平・公正な運営を損なうのではないかと危惧されています。

よって、改めて12月11日北川議長当選直後の川副兵右衛門副議長に対する辞任強要は越権行為であったことを公式の場で表明することを申し入れます。

以上